

(お知らせ)フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の処理状況について

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。)は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備等を目的として、令和5年4月28日に成立し、令和6年11月1日に施行されました。

中小企業庁は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する疑いのある行為の発見に努め、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、同法に基づき迅速かつ適切に対処することとしています。

中小企業庁におけるフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の処理状況は、以下のとおりです。

① フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑に係る申出件数 57件

※令和7年3月31日時点

② フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第6項に規定する特定業務委託事業者(発注事業者)に対して実施した指導件数 1件

※令和7年5月31日時点

③ フリーランス・事業者間取引適正化等法第22条に基づき、特定業務委託事業者(発注事業者)に対して実施した助言件数 7件

※令和7年5月31日時点

④ 令和6年度に実施した「フリーランスとの取引に関する調査」(※)において、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章(取引適正化)に違反するおそれがあると考えられる事業者に対して実施した注意喚起件数 793件

※公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省において、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に基づき、フリーランスとの取引に関する調査を実施したもの。

(本発表資料のお問合せ先)

中小企業庁取引課長 鮫島

担当者: 川森、塚本、鈴木、柳橋

電話: 03-3501-1511(内線 5291~2)

メール: bzl-freelance★meti.go.jp

bzl-s-chuki-torihiki★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。